

真谷地の火を消すな

「撤回」「条件」両構えで闘い

提案と経過

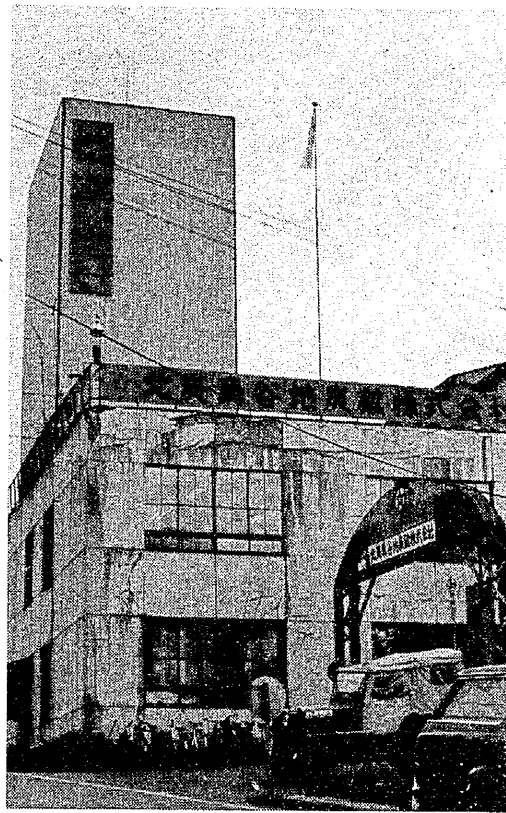
北炭各社に提案された中期経営計画では「真谷地炭鉱の閉山」となっていますが、幌内・空知両炭鉱についても依然として不確定要素が多く、真谷地炭鉱の閉山については、閉山に伴う退職金と旧労務債(未払い退職金)について、協定額の支払いさえも明示しないというまったく不誠意なものでした。

現地はもとより、炭労全山は「提案を断り受けて受けとりません」という態度を明らかにしました。

炭労はこれまで「真谷地炭鉱をめぐるとたかいたの構築に関する指令」を断り、現地各所に中央での具体的な行動を展開してきましたが、その中心は「真谷地炭鉱の存続」と「未払い労務債の完済」で

今後の闘い

炭労としては、「真谷地炭鉱の閉山提案に断固として反対し、会社側に全面撤回を求める。しかし同時に、政府、ユーザー、金融、債権者など、多くの関係先の意向を無視できない北炭の事情からして、万一その撤回が困難と判断される場合は、労務債の完済、退職条件の獲得、雇用・地域対策の充実、債務保証の解除など、われわれが掲げる当然な要求の全面的



石炭つぶし、を決めた第8次石炭政策のもとで三井砂川鉱に続いて閉山提案を受けた、真谷地炭鉱の立坑やぐら。

の推進については、これまでのたかいたを軸にして、退職者の会、夕張市をはじめとする産炭地、全道労働、総評、社会党はじめ各政党など、たかいたの輪をさらに広げ、北炭社、真谷地社にもちろん政府、あらゆる関係先に対して諸行動を展開してまいります。

真谷地社との団体交渉は十三、十四日の両日おこなわれましたが、平行線に終わり、二十四日の炭労臨時大会と当日の北炭社に対する抗議行動、二十五日は通産・労働〇〇〇〇。

両省に対する要請行動を実施さるに大会決定により二十九日に炭労全山の二十四時間ストライキに突入、三十日は中央行動に取り組みました。

なお、真谷地炭鉱の人員は坑内(鉱・職)六六五人、坑外(同)一三三人、下請け(坑内)一九六八人、(坑外)二六〇人。臨時、その他を含めて計一、五三三人(三)月未。

六十一年度出炭実績は、六三六、

職場の声

じん肺が心配

粉じん対策を急げ

三川鉱の坑内では、二年ぐらすが、繰返場でマスクを首にしているから浮遊粉じんがひどくなるにしても現場ではありま防っています。

以前は、冬の乾燥期に粉じんが多く舞っていたのですが、最近では梅雨から盆前後にかけての湿度が高い時期でも、粉じんの温度が高い時期でも、粉じんがだんだんひどくなっています。

基幹坑道ですら蛍光灯がつかないまま、その蛍光灯が坑底辺りからもやっており、三百五メートル坑道の三目坂から九目坂にかけては特にひどく、人車が通過するときはものすごい粉じんが人車の中や通過したあとの坑道に舞い上がっています。

この風が三百五メートル坑道から各部内を回っているの

はすべわかった。ベルトとベルトの継ぎ目では山のように炭じんがたまっていた、ひどいものだと感じた」と明確に証言している。

このように本炭害は、極めて初歩的な保安体制の欠陥によって引き起こされたのである。本炭害で二人の息子さんをつたつた溝口生松さんが、三池闘争の前後を比較して証言したとおり、保安は決して会社にまかせておいて実現されるものではなく、労働者のたたかいたなくしては確立できないことを本炭害は教えている。このことも貴重な教訓として活かされていかねばならない。

三川分會(松本剛泰分會長)発行、職場新聞「やま」(第七号)九月十日発行)の記事から。

人車に乗ると途中のことは見えませんが、このように、時効の問題をはじめ和解をせざるを得ない諸事情があったからにはほかならない。

弁護団としては、時効の壁があるとはいえず、提訴した以上はそれだけの成果を個々の原告にもたらしたいとの一念で頑張ってきたが、和解金額はあまりにも低かった。しかし私が感じたのは、和解の方針を受け入れるにいたった三池労組・原告団の徹底した民主的な討議であった。

遺族・患者・家族の苦しみは和解成立後もなおつづく。その苦しみに耐えつづけるためにも三池のこの民主的な団結を大事に守っていかれることを切に望む。

貴重な教訓 風化させてはならない

池CO裁判団 本多俊之 三井 弁護



原告団総会で(7月12日)

三池の民主的な団結を大切に

三井の責任

一、災害発生から二十二年、裁判提訴から十四年にして三池の大災害損害賠償請求訴訟は、和解成立をみた。

和解成立にあたって風化させないと思つたことは、本災害による被害の深刻さと三井鉱山の責任の重大さである。裁判提訴前に患者・家族・遺族から事情聴取などをしたが、官場重

和解成立にあたって風化させないと思つたことは、本災害による被害の深刻さと三井鉱山の責任の重大さである。裁判提訴前に患者・家族・遺族から事情聴取などをしたが、官場重

信さん、受川さん、西田さんらの姿は、弁護士をはじめたばかりの私にはあまりにも衝撃的であった。それは人間の中枢機能をつかさどる大脳を破壊され、人間として生きていくことを奪われた姿であった。

三井鉱山は、遺族・患者・家族に対し華舌にも尽くせない損害を被つしめておきながら、本訴訟においては、三川鉱の保安体制の優秀さを誇り、「生産と保安とは表裏一体の関係をなし、保安を無視しての生産の向上はありえない」とまで大見栄を切った。しかし、この会社の主張はまっかな嘘であった。

本炭害は言うまでもなく炭じん爆発である。炭じん爆発は炭じんがなければ起らない。本炭害当時三川第一斜坑の揚炭能力は一日一万吨余あり、少なくとも一日八トンの炭じんを飛散・堆積させていたのである。何よりも会社はこの炭じんを掃除しておくべきであった。これは素人が考えてもわかる保安のイロハである。ところが会社はこれを怠っていた。

元鉱山保安監督官であり、政府の調査団員でもあった荒木憲教授は、災害直後三川第一斜坑に入坑したときの状況について、「掃除がなかつたこと

民主的な団結

二、本訴訟について、原告側

朝日新聞と沖繩タイムスは沖繩復帰十五周年にあたって県民世論調査を行い、九月十八日の紙面で発表した。その中で注目されるのは天皇についての意識。皇室に「親しみを感ずる」のは三七％で、「感じない」が四七％と多い。本土の「親しみを感ずる」約半数にのぼった。

マル優廃止の減税法案の成立

大蔵省 来年度にも大型間接税導入

減税とマル優廃止を抱き合わせた所得税法改正案など税制改革関連法案が九月十九日、自民党の賛成多数により参院本会議で可決、成立した。今年度の所得税減税は十月一日から実施されて総額一兆五千四百億円。来年四月にはマル優廃止、六月には住民税減税の実施が加わるが、大蔵省では「暫定的な形にすぎない」として、六十三年度にも売上税に代わる大型間接税の導入を決めたい構えである。

△所得・住民税▽改革のポイントは税率の刻みを所得税で一〇・五％から七〇％まで十五段階あったのを一〇・五％から六〇％までの十二段階に緩和したこと。衆院での修正で税率一・二％の適用範囲を課税所得(年収からさまざまな控除を差し引いた実収入に税金がかかる額)百二十万円から百五十万円に拡大する措置も取られた。

住民税も同様の税率緩和(十から七段階)が行われたほか、今回専業主婦への特別控除が新設された(所得税十六万二千五百円、住民税十四万円)。

また、住民税については基礎

天皇親に本土との差

沖繩県民世論調査

朝日新聞と沖繩タイムスは沖繩復帰十五周年にあたって県民世論調査を行い、九月十八日の紙面で発表した。その中で注目されるのは天皇についての意識。皇室に「親しみを感ずる」のは三七％で、「感じない」が四七％と多い。本土の「親しみを感ずる」約半数にのぼった。

朝日新聞と沖繩タイムスは沖繩復帰十五周年にあたって県民世論調査を行い、九月十八日の紙面で発表した。その中で注目されるのは天皇についての意識。皇室に「親しみを感ずる」のは三七％で、「感じない」が四七％と多い。本土の「親しみを感ずる」約半数にのぼった。